

第6回鶴岡市民歌制定委員会 会議録

○ 日 時 平成27年11月5日（木） 午後3時～

○ 会 場 鶴岡市役所 2階 201会議室

○ 委員出席者 鶴岡市民歌制定委員会委員 10名
東山昭子委員、柿崎泰裕委員、栗田英明委員、山田登委員、
浅賀千春委員、丸山三喜男委員、成田勇委員、
五十嵐光男委員、久保田豊委員、北風加奈委員

○ 市側出席者 鶴岡市民歌制定委員会事務局（総務部総務課）4名
石塚治人総務部長、菅原ゆり総務課長、
菅原司総務課長補佐、佐藤典子庶務係長

（午後3時 開会）

1. 開 会

事務局：ただいまから、第6回鶴岡市民歌制定委員会を始めさせていただく。なお、本日の会議終了時刻は、午後5時を予定しているので協力をお願い申し上げます。協議に入る。協議の進行を委員長に願います。

2. 協 議

委員長：今日は、皆様から存分にご意見を披露していただきながら、最終的には一致した形でいい形で結論が出ればいいかと願っている。よろしく願います。

それでは、三次選考集計結果について、事務局より願います。

事務局：三次選考については、委員の皆様全員より、対象作品9作品から3編を選び、上位から順に3点、2点、1点と配点していただいた。

その結果、最も多くの25点の得点となった作品は1番となった。次に得点の高いものが17点の75番となった。その次の11点を得点した作品は2編が並び、129番と133番となった。

これ以降については、得点が4点、3点、1点と続き、作品整理番号は順に7番、12番、33番となった。83番と127番の作品については、今回、得点は入らなかった。以上が、三次選考の集計結果となる。

委員長：ただ今の集計結果についてよろしければ、協議に入らせていただく。

この三次集計結果について、点数だけで決めるのは一番簡単であるが、やはり歌詞の内容の検討をもう一度やって、納得のいくような結論になればと思っている。

歌詞の最終選考について、事務局より提案していただく。

事務局：最終選考については、これから、採用作品となる最優秀賞作品1編と優秀賞作品2編を選考していただくわけであるが、事務局としては、上位4編の1番、75番、129番、

133番の作品からの選考でよろしいのではないかと考えている。その中で、得点数は、最終選考にも反映されると思うが、前回の委員会で、作品に対する課題も少なからず抱えている中での選考及び配点であるので、得点数だけではなく、歌詞の内容によっても審査し、最優秀作品を決定していただきたいと考えている。

最優秀作品については、市民歌の歌詞としての採用となるので、もし、必要であれば歌詞の補作の内容についても、皆様で検討いただければと思う。前回の委員会で、歌詞に対する議論をいろいろいただいているので、そうした議論を踏まえながらご検討をお願いしたい。

委員長：まず、上位の4作品を候補にすることよろしいか。

委員：はい。

委員長：それでは、4作品を候補にすることにして、入賞は3作品となる。

委員：私は、せっかく4作品がここまで残ったのだから、4作品全部に何かの賞をあげるために、優秀賞2作品を優秀賞3作品にして、優秀賞2作品の賞金を3作品に分け合うというのはいかがでしょうか。

委員長：募集要項において、優秀賞は2作品ということと賞金の額についてもすでに公表になっているところでもある。これから、歌詞の内容について議論していったうえで、外しても仕方ないとなるか、甲乙付けがたいから4作品でということになるか、点数だけでなく審査していきたいと思う。まずは、4作品を入賞の候補作として検討させていただきたいと思う。それでは、1番と129番と75番と133番の資料をお出しいただいて、内容をよく審査していく。

事務局：今までの一次、二次、三次の選考のたびに確認させていただいているが、今回の最終審査において、応募者の氏名、性別、年齢、住所、歌詞への想いについて、公表したうえで審査するか、それとも伏せて審査するか。

委員長：氏名、性別、年齢、住所、歌詞への想いについて、ここで話題にしたほうがよいのかどうか。今までは、性別で歌い分けるわけでもないし、想いを歌うわけではないということから、歌詞で選考させていただいてきたわけだがいかがか。

委員：私は、歌詞だけで選んだほうがいいと思う。もし、この中に鶴岡の方の作品が含まれているとしたら、どうしてもその方に点が入ってしまうなど、人情的な選考になってしまうと思うので、やはり歌詞だけで選んだほうがいいと思う。

委員長：ただ今のご意見でよろしいか。選考方法については、今までと同じように、歌い継がれていくものとして歌詞だけで選考することよろしいか。

委員：はい。

委員長：それでは、そのような形での選考として、そのほかに何か補充や確認しておくことはないか。

委員：確認しておきたいが、募集要項で一人1編の応募としたわけだが、この4編の作品を比較すると、いくつかのキーワードが同じところに出てきて、歌詞のつくりがとても似ている作品があるが、4作品の中に、例えば、住所や苗字が同じだとか、そういうことはないか。

事務局：この4作品内については、ない。

委員長：4作品を総合的にご覧いただいて、話し合いをしていきたい。

1番の作品について、25点ということなので、おおかたの賛同をいただいているの

かなと思うが、どうか。

委員：1番の作品に、1位で支持した人は何人いるか。

事務局：それでは作品ごとの得点の内訳として、1位から3位までをそれぞれ何人が選んだかを申し上げる。1番の作品には、1位から3位まで順に、8人、0人、1人。129番は、0人、3人、5人。75番の作品は1人、6人、2人。133番が、3人、0人、1人となっている。

委員：1番の作品に、支持している人数が多かったわけだが、前回の委員会において、作品に対する意見交換では、1番にはかなり課題があったので、そういう議論をしていかないといけないと思う。

委員長：では1番の作品について、皆さんから意見を願います。

委員：私は、1番の作品は選ばなかった。なぜかという、どうも温かさが感じられないと思った。それから、「能の舞」というのが、鶴岡にもっと能がたくさんあって、市全体で能が盛んならいいのだが、どうもこの部分が気になる。

委員：「ふるさと鶴岡」が1番から3番まで出てくるが、「ふるさと」とは、鶴岡に住んでいない人が使うイメージでないかと思う。ここに住んでいる人が「ふるさと鶴岡」と言うのか疑問に思ってしまう。

委員：だから、どこかよそからの目線で鶴岡を見ている感じがする。

委員：ただ、まとまりはあると思う。出だしの言葉として「遙か」や「蒼き」の言葉は良いと思う。

委員：「遙かそびえる出羽三山」とあるが、「遙かそびえる」のは、出羽三山のうち月山だけである。1番以外の作品は、「出羽の山なみ」と表現されている。133番は「出羽三山」となっているが、これは前に「朝日連峰」と広く入れてあるので「出羽三山」と続いてもいいかなと思った。

委員：「出羽の山なみ」のほうが温かい感じがするというのはある。

委員：私は「湯煙」と「絆を深めのびるまち」を、ほかの言葉に替えられないかとも思う。それから「未来へ描く虹がある」は「未来へ」なのか、「未来を」なのかということも気になったが、全体としては、ほかの作品に比べればいいなという感じがした。課題はたくさんあるが、バランス的にいいのかなと感じた。働くとか、産業などの力強さという内容を、「たくましく」の一言だけでは表現できていないところもあるかもしれないが。

委員：「平野」と「海」と「文化」と主に組み立てられているが、もう一段、何かという感じがする。

委員：1番の作品は、歌詞の1番、2番、3番の内容が、それぞれよくまとまっている。

ほかの作品を見ると、似たような言葉が1番にも2番にも3番にも出てきて紛らわしい感じがする。言葉遣いについて見たときは、リズムに合うような言葉の長さにまとめられていると思う。

それから、1番の作品は、格調の高い言葉を使っているが、比較的やさしい言葉で表現されているのではないかと思う。そういうことで、いろんな年代層の方々も親しみやすく歌えるのでないかなと思うので、鶴岡市民歌として選んでも間違いのないかと思い、これを1位に選んだ。

委員：私も1位にこれを選んだ。最初に協議した基本コンセプトは、自然、歴史、文化、暮

らし、人情とかいろいろあったが、それにそって考えると、出羽三山とか、恵みもあるし、平野もある。「絵巻と開く能の舞」の部分が疑問に思うところがあるが、まずは、コンセプトにそっていると思う。それから、「ふるさと鶴岡うるわしく」「ふるさと鶴岡ほがらかに」「ふるさと鶴岡たくましく」のところが響きが良いと思って、1位として選んだ。

委員：さきほどの意見のように、「絵巻と開く能の舞」は市内どこでも誰でも能をやっているというわけでもないという思いもある。特定の地域で受け継がれている黒川能などは、一般の市民にとっては、それは鑑賞する側であり、創る側ではないですね。そういう意味で、残していきたい伝統的なものとして鶴岡には黒川能があると認識していることであって、総合的に市民全体の気持ちとして、これを上げるにはどうかとを感じる部分がある。

委員：子どもたちにとっては、「絵巻」という言葉もよくわからないかもしれない。

委員：「ふるさと鶴岡」というのは、よそに住んでいる人が出身地として「ふるさと鶴岡」と言うのはわかるが、実際ここに住んでいる人が「私のふるさとは鶴岡だ」と言うのかなという感じがする。それが1番から3番まで出てくる。

委員：創り出すエネルギーの活力という点では、少し上品すぎる歌詞になっていると思う。

委員：それから「謳う」という表記は、ひらがなでも良いと思う。

委員：この歌詞を市民歌にするには、いろいろなご意見が皆さんにある状況だ。そのご意見を託して、やはりどこかで補作を入れないと厳しいのではないかなと思う。このメンバーでそれを直していくのかどうかということもあるだろうが。

委員長：発表の際は、原作のままでの発表はありえないと思う。補作し終わって完成したところでの発表となる。補作した後でも、メロディーを考えたときに、この言葉ではよくないので、これに変えてほしいなども多分出てくると思う。それらも終わって確定版としての発表でないかなと思う。

委員：作詞した人が、そのような手を入れることで、私は受け入れられないということになれば、この歌詞が採用ということはなくなってしまふ可能性がある。

委員：三次選考が一番難しいと思った。というのは、だんだん似通ってきたものがそろってきていると感じて、どれをとっても、ちょっと気になる点があって、順番を決めるのが難しい作業だった。

自分が選考の際に設けた観点があって、その観点でパーフェクトという作品はまづなかった。その観点というのは、「自然」という部分では「出羽三山」はこの地域では重要だと思って、出羽の山が出ていることと自然を感じられるものが良いと思った。また、鶴岡市は食文化創造都市に認定されているので、食のことが入っているものがいいなと思って、「恵み」とか何かの形で、食のことが入っているのがいいなと思った。それから、やっぱり歴史の部分で、城下町であるということが表れているのがいいと思った。あとは、これからの未来のことを期待できる歌詞が中に入っていて、産業も発展していくという希望も持てるようにしたいということで、自分の中でもいろいろ欲張って、それを全部満たしていて良いというものがなかった。気になる部分もあるので、何かの形で補作としたものを出したいと思った。補作される専門の方に、言葉遣い等の部分はお任せするし、一つ選んだ作品に、この委員会で協議した、入れてほしい内容や希望をお伝えして、うまく補作していた

だけたらなと思った。

委員：自然についての歌詞は、この中のどの作品もそれぞれ綺麗であると思う。だけれども、自然ばかりでは暮らしていけないかなという思いがあって、これから自分たちが自らで創っていく意欲みたいな、ある意味、主体的な市民性があったらいいなと思う。未来を創って描いていく前向きな姿勢がほしいなあという思いがすごくしている。

委員：前回の委員会で、私は「鶴岡市」で終わる歌詞がちょっと気になるという意見を出したのだが、三次選考において、残った9編のうち5編が「鶴岡市」で終わっていたので、「鶴岡市」で終わらない4編から選ぼうと思ったが、それもちょっとピンとこなかった。実際のところ、私も1番を1位にした。2位、3位は「鶴岡市」で終わるのになってしまった。あとは、作曲のほうでどういうふうに作っていただけるかに期待しようと思った。歌詞を読むと漠然としていて、1番は「出羽三山」が入って、2番は「湯煙」で温泉を入れて、3番は「能」で黒川能や山戸能を入れて、それらを除くと、どこの市民歌でもよさそうな歌詞だと思うが、そこを「ふるさと鶴岡」という言葉で鶴岡を強調させているのかなと思って、私は1番を1位に選んだ。

ほかの作品については、どれも歌詞に「ブナ」が入っている。私、鶴岡市民の「ブナ」の木に対する思いというのがちょっとわからなくて、「ブナ」というと鶴岡市というよりは朝日地域のイメージがある。「ブナ」は私の感じ方であるが、ピンとこなかった。1番はほかと比べなくても、1番の歌詞はいいなと思って選んだ。

委員：春に庄内地方と内陸地方を行き来すると、このまちがブナのエリアだとよくわかる。春の木々の色が違っている。内陸は、春は銀杜松色で、葉緑の美しいところが庄内です。里の近くまでブナがきているという点で、白神山地よりもきれいなブナだと言われているくらい、庄内の春の色はきれいだ。

委員：やっぱり、東北一の面積を誇るのは、山を吸収したから広がったのだからね。

委員長：いろいろご意見いただいている、そろそろ結論を出す必要があるが、その前に事務局に確認しておくが、補作についてはどうなるか。

事務局：できれば、この委員会で補作の歌詞も考えていただければ一番いいかと思うが、そこまですなかな難しいのではないかとということであれば、専門家に希望を伝えて補作してもらうという方法もあるが、作詞していただいた方に、この委員会での希望を伝えて、歌詞を修正していただくという方法も一つだと考えている。

委員長：まず1番の歌詞はこのような意見が出された。ほかの3編の作品についても、良さ悪さの意見を出していただく。

委員：私は、前回の委員会での意見であった、133番の歌詞の「城 空 稲穂」を「森 花 稲穂」に、「海 星 希望」を「海 川 大地」にしたほうが、中身が豊かになるという思いでいた。それから「活気あふれる」の「活気」は言いにくいから「元気あふれる」でいいのではないかと思う。そうだとすると1番の作品よりも個性的かなという感じがした。

委員：133番の「ああ城 空 稲穂 かがやいて」という歌詞はありふれているなと思った。それから、1番の4行目は「香り立つ」になっていて、2番の4行目は「笑顔の環」と体言止めになっていて、3番の4行目は「まち創る」となっていて、一貫性が

ない印象だが、一方では「かがやいて」とすべて統一されている。また3番の歌詞は、冒頭はやわらかい感じがするが、突然、静的から動的に転換している印象であった。でも、この作品は直しやすい歌詞ではある。

委員：1番の「絵巻と開く能の舞」は別の表現に替えようと思ったら、なかなか難しい。「湯煙」もなかなか難しいかもしれない。

委員：同じような言葉を同じところに使うと、作曲的には楽なのではないか。例えば、129番の「人の和 夢の輪 笑顔の環 みんなで育む 生命の輪」の部分は、1番、2番、3番と同じ言葉が使われているので、作曲的にはその部分はサビの部分になって、「人と自然が」で結びの部分になるのだろうと思う。ただ、同じような言葉が使われていて、少しずつ違うというのは、物語がないから、歌詞としては覚えにくいと思う。

委員長：129番の歌詞は、前回の委員会で出していた意見では、歌詞が繰り返して単純なので次の歌詞は何がくるのかと子どもたちが覚えにくいのではないかという意見があった。それから、内容が「自然」に偏っているということと、1番から3番までが同じ言葉が繰り返されていて、それ以外で残る部分が少ないという意見が出ていた。

委員：私は、もし小学生が歌うのであれば、133番の歌詞はやわらかい感じがして一番入りやすい歌詞でないかと思った。この作品も補作は必要だとは思いますが、そんな感じがした。ただし、この歌を小学生ばかりでなく、大人も歌うわけだから。ほかの作品は小学生が歌うには少しどうかとも思った。でも考えてみると、校歌でもいろいろ難しい歌詞はあるからね。

委員：校歌にかなり難しい言葉を使っても、いつの間にか覚えているからね。

委員：確かに、133番の歌詞は、子どもたちにとってわりと歌いやすいかなと思う。リフレインが繰り返される「～の和、～の輪、～の環」というのは、それぞれどんなイメージを持てばいいのかなという感じもするので、129番は難しいのかなと思う。ただ、この133番にしても、子どもにとっては言いにくい言葉も入っているので、そこは直していかないとダメかなという気はしている。

委員長：ほかの部分で何かご意見ないか。

委員：皆さんの意見も大変いいと思うが、私は75番の歌詞が一番いい感じがしている。詞のまとまりもいいので1位に選んだのだが、最後が「鶴岡市」で終わるのはなかなか難しいという感じもする。4編のうち3編が「鶴岡市」で終わっていて、1番だけが、「鶴岡」が中に入っている。でもやはり、私は、75番の歌詞を補作することなく作曲家の方に委ねて、作曲家が曲をつけにくいなと思って直すのはいいと思う。

皆さんの意見では、全部の作品が補作の対象になっているが、この委員会で補作するのは大変厳しいと思う。これから曲をつけるわけだが、作曲の段階で、補作が入るのはいいと思う。

委員長：作詞の部分で、例えば、1番の歌詞では「出羽三山」は「出羽の山なみ」のほうがいいのではないかということと、「湯煙」は少し演歌調なので、何か置き換えられないかということ、それから「絵巻と開く能の舞」については、いろいろな異論があったということで、作詞していただいた方に一度返さないといけないのではないかと思う。

作曲家は、作曲の部分での補作であり、これらの補作は歌詞の中身の部分であるので、作曲家での補作ではなく、作詞した方からの修正になると思う。

委員：75番の歌詞も、ちょっと手を加えると、歌いやすい感じもするね。

委員：こちらの歌詞のほうがわかりやすいと言えばわかりやすい。なかなかリズム感もある。「清流」と書いて「みず」と読むなら、「水」の表記でいいし、「飛翔く」と書いて「はばたく」と読むのであれば、表記を「はばたく」にしたほうがよいという表記上の問題はあがる。

委員：「ありがとう」もそこだけ話し言葉になっている。

委員：「豊かな恵みにありがとう」は「豊かな恵みに感謝して」としたら、揃うのではないか。

委員：この作品には、とても強く気になる言葉というのがあまりない。ほかの作品には、そういう言葉が入っている。

委員長：今日はこれまで1時間かけて協議してきたわけだが、今日は最終決定いたしましょう。

委員：補作は受け入れしてもらうことは事前にお断りしているわけだね。

委員長：募集要項には、補作があると書いている。

委員：補作を本人に一度返してやってもらうのか、それとも専門家に補作してもらうのか、あるいは、この委員会で補作するののかという選択肢はあるということになる。

委員：補作をするのであれば、この委員会で討論したほうがいいと思う。専門家といってもどういう専門家がいるのかと思う。補作をする専門家というのは、いないと思うが、誰か有名な詩人になるのか。詩人に希望を伝えても「いや、私ならこう作るよ」と言われることもあるかもしれない。だから、委員会で補作したほうがいいかと思う。

委員：それでは補作は専門家にはお願いしないということにするのか。

委員：私は、ここでまた補作者を選定するというよりは、やっぱり委員会の意見を本人に返して、これに替わる言葉を考えてくださいという方法が筋は通るのでないかと思う。

委員：制定委員会で手を加えるよりは、本人に返したほうがいいと思う。

委員：それはそうだと思う。誰の作品かわからなくなるかもしれない。

委員：私は逆に、それを本人に返して、本当にいい補作になるかどうか疑問である。補作してもらってもあまり変わらない歌詞だったら、どうするのかなと思う。

委員：作曲する方に歌詞について気になる点があったときに、作詞した方に検討していただくという方法もあるのでないか。

事務局：補作の件であるが、本人に返す際は、例えば、1番の歌詞であれば、「絵巻と開く能の舞」のところが修正が必要だということであれば、どういうイメージで言葉を変えてほしいというような、具体的な意向を伝えないと、せっかく別の言葉を入れてきても、その言葉もまた替えてほしいということになってしまうこともあると思う。返すときは、具体的に指示してやらないと希望のものが返ってこないと思うので、そこは意見をまとめていただきたいと思う。

また、本人に返して、直して出してもらった歌詞でも、作曲の段階でも補作があり得るので、全面採用とまでは言えないと思う。なので、もし返すときも、その後の補作もあるという依頼の仕方になると思う。

委員長：それでは、歌詞を最終的に決めるにあたって、もう一度無記名で一つだけを選ぶという方法もあるし、三次選考においては1位の支持が8人から得られているという結果があるわけだから、1番の歌詞で決めるということにもなるが、どうするか。

委員：今までの話し合いで、それぞれ直したいという部分を、1番の歌詞はこのように直って、75番の歌詞はこのように直るだろうと思って、それだったら何番がいいというような選び方もできると思う。

委員：直したいと思うところを直したら、作品によっては原作からかけ離れてしまうという可能性もある。

委員長：応募した人からすれば、作品をあまり手直しされないほうがいい。できるだけ原作に手を触れずに済むほうがいいというところもある。

委員：歌詞に課題がたくさんある作品は、そんなに直すとおかしくなってしまうのではないかと思うので、原作のまま選んだほうがいいと思う。直すのであれば、作詞した方に返すと時間のロスになる。

委員：時間のロスだけで決めるのではなくて、ここまできたのだから急いで決めないで、結局誰が歌うかと言ったら、市民が長く歌い続ける歌でなきゃいけないわけだから、そこは最後のところは慎重に選考しないと、将来に禍根を残すことになると思う。

委員：やっぱりこれから 100 年も歌い続ける歌だから、時間がかかっても仕方ないと思う。

委員：これはやっぱり、まず 1 作品を決めないといけないんですよ。そして、その 1 作品をどのようにしていくかを議論していけばいいのではないかと。

委員：その 1 作品について、早速、投票したらいいのではないかと。

委員：投票というよりは、この 1 番の歌詞を採用するかどうかということだけでないのか。

委員：私、この 1 番の作品は、全体的なバランスの良さや最後が「鶴岡市」で終わっていないなどの点から、三次選考で 1 位に選んだのだが、今までの意見を聞いていると、あまりにも直す部分が多すぎて、そこを補作するにしても、もともと出してきた歌詞とまるっきり違うものになる可能性があり、1 番にしてしまうと非常にづらい部分があるのかなと思う。そうすると、今までの話し合いで皆さんの意見を聞いたうえで、じゃあどれがいいかという考え方をしたほうがいいのではないかと考えている。

委員：三次選考によって得点が出た結果はあるわけだが、これは、これから最終選考をするための予備選考だったということですね。最終的に議論をして、三次選考の得点にこだわらず、その上位の中から最終選考をするということですね。

委員：そうでないと、今までの話し合いが何のための話し合いだったかとなってしまいます。

委員長：それでは、そろそろ結論出さないといけないと思う。今日の話し合いに随分時間をかけてしまっているところであるが、それにしても、皆さんのご意見を十分にお聞きできたなという思いはする。そういう意味では、決選投票したほうがまとまりやすい感じがするが、よろしいか。

委員：4 作品で決選投票するのか。

委員長：今回、4 作品が最終選考の対象となっているので、4 作品の中から 1 つだけに投票するという方法である。

委員：了解した。

委員長：作品の整理番号だけの記載をしていただく。

事務局：それでは、用紙をお配りする。

（各自検討の時間）約 10 分

（開票集計時間）約 2 分

事務局：本日の委員会の出席委員は 10 人である。決選投票の結果を申し上げる。1 番に 2 票、1 2 9 番に 0 票、7 5 番に 8 票、1 3 3 番に 0 票という結果になった。

委員長：今までの話し合いで、いろいろ意見を出し合った結果、7 5 番の歌詞ということになったのだと思う。ただ今の決選投票の結果を尊重して、7 5 番を採用作品となる最優

秀賞作品に決定してよろしいか。

委員：異議なし。

委員長：それでは、最優秀作品を75番で決定し、今までの討論を踏まえて、補作を行うということになる。原作者にお願いをして替えていただく方向でいきたいと思う。

75番の歌詞について出された補作を要する部分は、「清流」と「飛翔く」の表記を一般的な表記に替えていただいて、それから「稲穂たたえる」の「たたえる」がちょっと違うのではないかとということと、「ありがとう」が口語的だということ、「憩う人の和 ふれあう笑顔」という言葉の重なり方についてなどだと思うが、ほかにも補作の要するところがあれば、ご意見を願います。

委員：歌詞の1番、2番、3番にそれぞれ、「庄内平野」、「城下町」、「日本海」と名詞的な言葉が入っているが、それぞれ出てくる場所が違っているので、作曲するうえで困るところだと思う。例えば、3番の「未来の空へ」という言葉は、最後を伸ばしたくなるような歌詞になっているが、1番の同じところの言葉は、名詞である「庄内平野」となっているので、そういうところをもう少し意識した歌詞になればと思う。

委員：確かに歌いづらくなるかもしれないね。

委員長：名詞で止まっているところが、1番は4行目にきて、2番は2行目にきて、3番は3行目にきている。それは、作曲される方は一番困るところだと思うので、補作も考えないといけない。ほかにありますか。

委員：3番の「ともに」は、例えば「世界に」とか「未来に」のほうが良いと思う。

委員長：「ともに」より「未来に」や「世界に」のほうがいいですね。あとはよろしいですか。以上を補作の依頼としてお伝えすることとする。

それでは、優秀賞については、会議の冒頭で意見があったが、残りの3作品をあげるか、2作品にするかについて、どうするか。

委員：募集要項においては、賞金の額についてもお知らせしているわけだから、要項どおり選考したほうがよいのではないか。

委員長：賞金の額を分けるよりも、きちんと2作品に絞りたいと思う。

それではまず、さきほどの決選投票で2票の入った1番については、優秀賞に入賞でいいですね。それから、さきほどどちらも0票だった129番と133番については、どちらを優秀賞にするか。

委員：129番についての意見は、歌詞が繰り返しなので次の歌詞は何がくるのかと子どもたちが覚えにくいのではないかとということと、1番から3番までが同じ言葉が繰り返されていて、それ以外で残る内容は少ないという意見だった。

委員：133番については、今日の議論で、歌詞がやわらかくて子どもたちには入りやすいのではという意見が出された。

委員長：それでは、133番を優秀賞にしてよろしいか。

委員：はい。

委員長：そうすると、最優秀賞が75番、優秀賞が1番と133番ということに決定した。それから補作については、皆様からいろいろご意見いただいたので、それを活かす形で考えさせていただく。入賞の方々への連絡についてはどうなるか。

事務局：まず、最優秀賞と優秀賞の入賞した3名については、個別にご連絡させていただく。

そして、最優秀賞の方には、ただ今委員会で協議した内容を伝えて、歌詞の補作についてお願いする。また作曲の段階での補作もあることも伝える。ほかの応募された方々にも、結果について個別に通知を出したいと考えている。

委員長：それでは、次の協議事項に進む。次は、作曲についてであるが、最初の委員会で、公募か委嘱かということ进行讨论していたわけだが、これについて事務局より提案願う。

事務局：作曲の制作手法については、これまで公募か委嘱かという議論を第1回の委員会と第2回の委員会で議論してきた。その経過において、委員の意見としては、比較的「委嘱」という意見が多い状況だった。

今回、作曲の制作手法についての事務局案として、「専門家への委嘱」という提案をさせていただきたい。

「委嘱」を提案する理由としては、まず他市等の市民歌の制作例を見ると、作詞のほうは公募によるものが多いが、作曲においては専門家に委嘱している自治体が多い状況である。その所以はやはり、作曲する作業は、作詞をする作業と比較しても、より専門的知識や技術を要するところが大いと思う。鶴岡市としても、新しい市民歌を制定するにあたっては、より質の高い曲を作り上げていきたいと考えているので、やはり専門家に委嘱して制作したほうがよいのではないかと考えるものである。

そのほかの理由としては、歌詞に曲をつけていく作業において、言葉のイントネーションと音程の高低が合わない場合など、委嘱であれば、歌詞を修正しながら、より歌いやすい歌へと直しやすいという利点があるかと思うし、また、作曲の「公募」を行った場合、その専門性から、応募数が果たしてどの程度集まるのか見込みが予想できないことや、応募数が一定程度あった場合でも、希望に叶った作品が含まれているかも事前に見込めないという要素がある。

こうしたことから、事務局としては、専門家に、制定委員会で協議した「郷里の情景が思い浮かぶ歌、子供からお年寄りまでみんなに親しまれる歌、後世まで歌い継がれる歌」という市民歌のコンセプトはもちろん、これまで委員会で協議してきた経過や内容などについて、直接、ご説明申し上げながら、また、逆に作曲される方にご不明な点や不都合な点があればお応えするような形で作曲していただければ、よりよい市民歌の制作となるのではないかと考え、専門家への委嘱というご提案をさせていただきたいと思う。それについてご議論いただきたいと思います。どうぞよろしく願います。

委員長：私の個人的な感想でお話すると、ある方が作曲して歌った曲を聴いたときは特に何とも感じなかったが、後になって別の方が歌ったのを聴いたとき、とても心に響いた。だから、もし、作曲の公募をして、応募されてきた譜面だけを見て判断するのは難しいと思うし、それを音で聞くとしたら、誰がどのように録音するかによって、全く異なって聴こえるのではないかなど、自分の力量も含めて、少し不安を感じる。同じレベルで、同じ形で録音されたものを聴くのはいいが、そのようにはおそらく望めないのではないかと考えたときに、委嘱してほしいほうがいいのではないかとと思う。これは浅い考え方での発言だが、もっと高度なところでお話しいただきたいと思う。

委員：さきほど事務局で提案した理由から、委嘱でいいのではないか。

委員長：委嘱の方向でよろしいか。

委員：委嘱でいい。異議なし。

委員長：それでは、委嘱ということに決めさせていただいて、その先の進め方はどうなるか。

事務局：次の議論として、どなたに作曲を依頼するかという議論になるが、これについては、委員の皆様は今すぐこの場でご提案いただくのは、なかなか難しいと思う。事務局のほうでも、第1回委員会で鶴岡市ゆかりの方々を挙げているが、それとあわせて、さらにお調べして、委嘱できる方がいないか改めて検討させていただきたいと思うし、また、委員の方々からも、作曲を依頼したいという方がいらっしゃれば、事務局のほうに推薦書を提出していただきたいと考えている。

委員長：次回の委員会には、作曲を依頼する方を事務局で精査して、候補として挙げていただきたいと思う。

委員：作曲家は、期日や金額など、さまざまな条件が合って決まってくると思う。

委員長：皆さん、それぞれ専門的に関わっている方やどなたかご存じの方もいるでしょうから、この方だったらどうでしょうかというご意見があれば、事務局のほうに報告いただくとありがたいと思う。推薦いただく提出期限をいつにするか。

事務局：1週間の期間を設け、11月12日（木）まででお願いします。

委員長：このような方がいらっしゃるという紹介でも結構なので、ご推薦したい方があったら、11月12日まで事務局のほうに提出いただきたいと思う。それを事務局で検討していただくこととする。

委員：必ずしも一人を推薦しなくてもいいわけですか。

委員長：必ず推薦してくださいというものではありません。推薦したい方があればということです。それでは、推薦用の用紙を事務局でお配りする。

それでは本日の協議はここまでなので、事務局のほうに進行をお返しする。

事務局：本日も大変熱心なご協議いただきまして、ありがとうございます。

歌詞選考におきましては、これまで一次、二次、三次、最終選考、またコメントもいただきながらの選考もあり、何か月にもわたる長いプロセスをかけて本日ようやく最優秀賞作品と優秀賞作品2点の決定に至った。これまで委員の皆様からご尽力いただいたことに改めて感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

事務局のほうから1点ご報告申し上げます。歌詞の応募をされた方から、三次選考においても「作品への想い」を見ないこととした方針についてのお電話を頂戴した。

応募の段階で、応募用紙に「作品への想い」を「全員記入」とした形で募集しておきながら、最終選考でも一切参考資料にしないというのは、「歌詞への想い」についてもいろいろ考えて書いた応募者に対し、不誠実でないかというご意見であった。

事務局としては、歌詞の募集を行う際に他自治体の例なども参考にして「作品への想い」の欄も設け、歌詞の選考過程において参考にすることも有り得ることを想定し、「全員記入」とさせていただいたが、歌詞を選考する際の委員会のお考えや進め方を把握せずに事務局が進めてしまったことについて、応募した方に行き届かない点があったということを報告させていただく。また、結果として審査の対象としない「歌詞への想い」を書かせてしまったことについても、大変申し訳ないと思っており、お詫び申し上げますものである。

委員長：委員会では、作品の選考の公平性が一番大事だと判断したことと、歌い繋いでいくのは歌詞のほうだから、想いの深さが歌詞として出ていれば歌詞で選考してもいいと考えたものである。想いを伝えても歌詞がそうならないのであれば仕方ないのでないかと

いう思いで選考にあたらせていただいた。

委員：「想い」というと、歌詞に関する想いもあれば、ふるさとを理解する想いもある。自分が住んでいるまちへの想いも、ここに住んでいない人の想いも、みな「想い」ですよ。そういう意味では、出身者の想いは強くなると思う。でも、募集した段階で出身者などの要件はなしにして募集したわけだから、そういった点では、制定委員会の選考基準としては、さきほど委員長の言った公平性が一番だと。ふるさとへの想いを聞かないことで公平になると。まさしくこれで結果的に良かったのではないかと思う。

事務局：委員会で、これまで何回も選考を重ねてきて、委員会の進め方としては私どもも良かったと思っている。本当にいい歌詞を作りたいという思いから、地域も何も限定しないで、歌詞だけで選考しようということは良かったと思っている。ただ、はじめに、そういった委員会の考え方を把握できなかったことは、事務局としては至らないところがあったと思う。もし、委員の方々にこういったお話が寄せられているとか、これからもし寄せられることがあるとすれば、事務局としてお詫び申し上げなければいけない、また、想いを書いていただいた方にも申し訳ないという気持ちでご報告させていただいたものである。

事務局：次回の市民歌制定委員会の会議の日程についてであるが、第7回委員会の開催について、日程調整をして改めて案内文書を送付させていただくので、よろしく願います。

以上をもって、第6回鶴岡市民歌制定委員会を終了する。ありがとうございました。

(午後5時15分終了)